

平成27年度第5回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

- 1 **日時**：平成28年2月12日（金） 10:00～12:00
- 2 **場所**：越谷市中央市民会館5階 第4～6会議室
- 3 **出席者等**：
 - (1) **出席委員**：11名：朝日委員、岩本委員、高野委員、豊田委員、阿保委員、新美委員、小柳委員、瀬戸委員、猪股委員、三田寺委員、門間委員
 - (2) **欠席委員**：7名：松田委員、岡野委員、飯野委員、松澤委員、宮下委員、松村委員、伊藤委員
 - (3) **事務局**：竹内福祉部副部長(兼)介護保険課長、渡邊子ども家庭部副部長(兼)子ども育成課長、山元障害福祉課長、高橋子育て支援課長、角屋障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、関根子育て支援課副課長、森田子育て支援課副課長、小西障害福祉課主幹、田中障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事
- 4 **傍聴者**：3名
- 5 **次第**
 - 1 開会
 - 2 議事
 - 3 その他
 - 4 閉会《2 議事》
 - (1) 協議事項
 - ①第4次越谷市障がい者計画（案）について
- 6 **会議資料**
 - ・ 会議次第
 - ・ 【資料1】第4次越谷市障がい者計画（案）平成28年度～平成32年度（2016年度～2020年度）
 - ・ 【資料2】第4次越谷市障がい者計画素案に対する意見要旨と市の考え方について

【内容】

1 開会

越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立する。本日は委員総数18名のうち11名が出席しているため、会議が成立することを報告。

——朝日分科会長あいさつ——

越谷市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、承諾。

——傍聴者の入室——

2 議事

① 第4次越谷市障がい者計画（案）について

議長： 本日の協議の進め方は、計画案の中でパブリックコメントでのご意見などを踏まえて、修正した点を中心に、あらためて第I編から順に事務局に確認しながら皆様からご意見をいただくということで進めたいと思うがよろしいか。

委員： 了承。

議長： まず『第I編 計画の基本的な考え方』について、第1章から第4章までを章ごとにご協議いただきたいと思う。

『第I編 計画の基本的な考え方』の「第1章 計画策定の趣旨と計画の期間」について、パブリックコメントでのご意見を踏まえて修正した点などについて事務局からご説明をお願いしたい。

事務局：《資料に基づき説明》

- ・パブリックコメントの概要について
- ・『第I編 計画の基本的な考え方』
「第1章 計画策定の趣旨と計画の基本的な考え方」について

本日の会議は今年度最後の会議となる。本分科会や庁内の策定委員会等の会議及び平成27年12月24日から平成28年1月25日の期間において実施したパブリックコメントでのご意見を踏まえて、修正を加えた最終案についてあらためてご協議いただきたい。第I編の説明に入る前に、パブリックコメントについてご報告をさせていただきたい。計画素案に対する意見を募集するパブリックコメントを、平成27年12月24日

から平成28年1月25日まで実施した。これによって、2名の方から全19件のご意見をいただいた。この19件のご意見のうち、計画に反映しているものは6件。この6件については、このあと順次ご説明をさせていただく。これ以外の13件については、例えば資料2の「第4次越谷市障がい者計画素案に対する意見要旨と市の考え方について」のNo. 2にあるように、意見要旨の『(2) 地域で支える仕組みづくり』について、地域社会における相互扶助、地域活動や地域ボランティアなどは重要だが、そういった地域社会づくりのため公的機関が出来る事があるはずなので、『自分や地域でできないことを公共が支える、また、自助・共助が生まれる地域づくりを支える』とすべき。」に対し、すでにご意見と同様の意味が含まれているものであることから、「自助・共助・公助の考え方については、個人や地域、行政がそれぞれできることを行い、お互いを理解し、補い合っていくものであると考えておりますので、素案のように記述しております。」ということで、市の考え方を示している。

また、No. 7の意見要旨『2 地域療育システム』の施策の方向について、『早い時期から個性に合わせた療育』とあるが、個性に合わせることを共に育つことを疎外しないようにすべきなので、『ともに育つ場で早い時期から個性に合わせた療育』とすべき。」に対し、市の考え方としては、ご意見とは若干異なる趣旨で記述しているものである。「障がい児に対する療育は、児童一人ひとりの特性や障がいの程度等によって多岐に渡るため、必要な療育が必ずしも集団において行われるものとは限らないことから、記述の表現としております。」と示している。

さらに、No. 16の意見要旨『コミュニケーション支援事業』を『意思疎通支援事業』に変更し、高次脳機能障がいも対象となることを記してほしい。」に対し、今後国の動向を注視しながら研究課題とするものであることから、市の考え方としては、「意思疎通支援事業については、国の地域生活支援事業実施要綱で定められている市町村地域生活支援事業に位置付けられており、『聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等』を対象としていることから、高次脳機能障がいも含まれるものと理解しております。現在、国においては、障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、高次脳機能障がい等意思疎通を図ることに支

障のある方に対する支援のあり方について、検討を行っているところです。今後も、国の動向を注視しながら、本市における意思疎通支援事業のあり方について、研究課題としてまいりたいと考えておりますので、記述については、聴覚等に障がいのある方を対象としたコミュニケーション支援事業としています。」と示している。このような理由から、13件のご意見については、今回の計画案には反映をしていない。

資料1の計画案の2ページからの『第I編 計画の基本的な考え方』の「第1章 計画策定の趣旨と計画の期間」について、第I編の第1章についてはパブリックコメントのご意見を踏まえて修正した点はなかった。

議長：今、第1章の部分についてご説明いただいたが、前段としてすでに皆様方もお読み解きいただいていると思うが、資料2のパブリックコメント19件に対して市の考え方を示していただき、そのなかで今回、修正案としてお手元の資料1に反映している部分と、必ずしも結果的には直接反映はしなかったけれどもその中でいくつかの見解に基づいて回答されている部分がある。今日は分科会としては最終の段階になるので、特にここが修正されたというところを中心にお話いただくとともに、委員の皆様方から見て、一つひとつはもちろん説明は省略していただいているが、例えば「パブリックコメントでこういう意見があるのにどうして反映しないのか」というご意見や、逆に「修正をしたんだけど、どうして修正をしたんだ」ということでもご意見としては当然あり得ると思う。

第1章について委員の皆様方からご意見等がないようなので、第2章について、ご説明をお願いしたい。

事務局：《資料に基づき説明》

- ・『第I編 計画の基本的な考え方』
「第2章 障がい者の現状と計画の課題」について

パブリックコメントのご意見を踏まえた修正点は、計画案の5ページ及び資料2No. 1をご覧ください。「『(1) 障がい者数の推移』について、障がい者数、内訳等を見ると、身体障がい者に関しては高齢化が進んでいるといえるが、知的障が

い者については14ページの表1-2-5のように、むしろ軽度の障がい者数が増えている。一律に『障がいの重度化・重複化と障がいの高齢化が進んで』という表現は間違いではないか。」というご意見をいただいた。これに対し、より現状の推移を正確に表すため、「また、全体的には重度障がいの方の割合が依然として多く、高齢者の割合も多くなっています」という表現に修正をした。

議長： 第2章についても、ご意見はないようなので、第3章に進みたいと思う。第3章について、修正点は特になしということなので、第3章について委員の皆様にあらためてご意見をいただきたい。

委員： 今まで、この会議の中ですでに確認されていることかもしれないが、26ページの【3 基本方針】『1. 広報・啓発の推進』の2行目に「障がいに対する」という表記がある。随所に「障がい」という表記が出てくると思うが、それと併せて随所に「障がい者」という表記も出てくる。その際に「障がいに対する」という記述の仕方と、「障がい者に対する」という記述の仕方の違いは整理されているのか。

事務局： 障がいという全体を指すときは「障がい」という表記に、いわゆる個人を指しているときには「障がい者」というかたちで表記の整理をしている。

委員： 「障がい」という書き方と「障がい者」という書き方については、受け手、読む方あるいはそれを聞く方の立場からすると、障がいのある人たちという、例えば肢体不自由のある子どもたち、人たちというように、どちらかといえば障がいはあるけれども、その人間を見ている。だが「障がい」という書き方になると、肢体不自由であれば肢体不自由の障がいそのものを見るということになる。その差はかなり大きいと思う。つまり、ここでいうところの表記の仕方という、「障がいに対する誤った」という表記の仕方に対して、「障がい児・者に対する誤った理解や認識は」と表記した場合に、その違いについてどう説明したらよいかというところが相当苦しくなってくるのではと心配して

いる。

議 長： 障がいという状態像と、その状態がある人とは不可分であることは間違いないと思う。ご指摘のように、障がいに対する理解と、障がい者に対する理解といったときに、そこは結果的には不可分になってくるが、あまりこの分野の経験がない人からは、人に対して理解するのか、その障がいに対して理解をするのか、どこかでそれが統合されれば一緒になると思うが、そこまで整然と整理をするのは難しい。おっしゃる通り、人に対するとなると、本当は人に対する理解というのは障がいの有無に関わりなく、お互いに理解をし、権利を尊重し合い、人権を尊重するということが基本となっているので、そこに障がいの問題をどういように入れ込むかというのは実際には難しいところだと思う。

その中で、例えば障がいの原因といったときには、まさに障がいに着目をして、なんでそういう心身機能の障がいが発生するのだろうかということに着目し、もう一方で、障がい者の原因というと、それは非常に見方としてその人を価値的に見るような考え方に繋がってくるので、それは変だなという気はする。

ここの部分はいろんな考え方が実際にはある。障がいが心身機能の障がいに留まらないで、社会条件や環境条件が整っていないため、心身障がいがあると生き辛さを感じてしまうということであれば、その障がいというのはさらに社会的な課題ということで認識されなければいけない。そうすると、障がいに対する理解といったときも、単に心身機能の発達障がいを理解することだけではなくて、発達障がいがあることによって社会で生き辛さがあるとするならば、それを障がいとして理解することは、結果的にその障がいをもつ人たちの福祉の向上につながってくる。

ご意見はいただいたが、さっきいったように障がいの原因と障がい者の原因のように、明らかにそれは使い間違えると、誤った理解を促進してしまうという点は気をつけて、そうでないところは要するに広く捉えるか、部分で捉えるかによって見解が違ってくる。そこはもう一度、事務局で念のために精査をしていただき、今、ご指摘の部分については少なくとも誤解がないように進めていくということによろしいか。

私も障がい者という人はいないというように自分の中では思っている。障がいがある、障がいの状態がある人はいるけれども、便宜的に障がい者といわないと対象がはっきりしないので、法制度はそれを使っている。障がい者という種類の人がいるわけではなく、なんらかの生活の困難さ、しかも、多くは社会条件や人々の意識や環境条件が整わないため、それが増幅されている人たちがたくさんいる。やはり障がいのある人というのが本来的な言い方だとは思う。全体にこういった一つの文章として続き、障がいのある人というように全部いかえると、かえて本質がわかりにくくなることもある。読み手がそこで理解をして読み進めていただかないと、こういった理解も広報啓発がすすまない。

ただいまのご指摘については、そのような観点から精査をしていただき、どうしても難しいところはまた、まさに広報啓発や障がいの問題を多くの市民が議論する場の中で深めていく。そういうようなことをここで確認させていただくということでもよろしいか。ご指摘に対する答えにはならないかもしれないが、それを期待したいと思う。

それでは第4章に入りたいと思うが、こちらについては特に修正点はなかったようなので、ご意見等ないようであれば先にすすみたいと思う。

第I編については以上で、第II編の第1章も特にパブリックコメントを踏まえた修正点はないようだが、また先ほどの広報・啓発の部分にもかかってくるということもあるので、『第II編 施策』「第1章 広報・啓発の推進」について、ご意見があればいただきたい。

委員： 先ほど、話が整理されたので結構だが、同様に35ページにも「障がいに対する」とある。そうすると啓発活動と人権週間とか障害者週間というようにうたっていて、障がいに対する適切な理解というような書き方だとどうなのかなと思う。36ページ「(2) - 2 講演会・フォーラムの開催」のところの「啓発イベント等において障がいに対する」となっている。それについて、はたしてそれは人物に対して啓発などの目的を達成しようというものを持っているのか、障がいそのものに対しての理解啓発というものを進めようとしているのか、混乱すると思

うので、そのあたりについての整理は、実際それを進めていく当事者の意識としてしっかりしておく必要があるのかなという感想を持った。

議 長： 今の再度のご指摘の部分については、先ほど私のほうで整理させていただいたように、この少なくとも障がい者計画の中で一貫して、そのあたりが説明できるというか論拠というか、別を書く必要はないが、そこをきちんと押さえておく必要があると思う。

これは少し余談になるが、障害者福祉課なのか障害福祉課なのか。人の福祉を進めるので、障害者福祉と思うが、障がい者と言った瞬間、非常にそれが限定的であり、障がいのある人という固定的な見方をされるので、障害福祉という、障がいを理由とした生活上の様々な困難や支援について、その福祉を達成、それを支援していくということで障害福祉になっている。

しかし、日本語だと障害福祉は理由の原因のことを言っているので、対象のことは実はそこで障がい者ということ避けるためにそういう表現にせざるを得ないところが結構あると思う。さっきいったように、障害者週間のときに、障害者週間は法律で決まっている言葉なので、障がいを理解する、越谷市民が障がいを理解するといったときに、何を理解するのか。これは単に「障がいはこんな原因から起きる、こういうふうになれば治る、こういうふう訓練すればよくなる」ではやはり障害者週間の意味合いからははずれてしまうと思う。障がいがあるために、同じ市民なのになぜ暮らしにくさを実感させているのか、しているのかということをやはり考えていく。それはさっきいったように、結果的には障がいのある人の福祉を考えるという点では、障がいを理解することと、障がいのある人を理解するということが不可分であり、むしろ広い意味で、最近では特に社会的な枠組みの中で、生活モデルとして障がいを理解するということになれば当然、障がいを理解することはその障がいをもっている人々の生活を理解していくということになると思う。逆に障がい者理解というと、ともすると従来型の保護すべき人だから理解しましょうという極めて温情的な考え方になるきらいもあるので、ここは使い方が難しい。越谷市民の方に広報・啓発するときに、障がい理解がよいのか、障

がい者理解がよいのか、実はこのあたりはまさに広報をしていくうえで、ただいまのご指摘は逆にみなさまに考えていただく大きなきっかけを提供するのではないかなと思う。

次に「第2章 保健医療の充実」について、まず修正点の説明をお願いしたい。

事務局： 第2章についてもパブリックコメントを踏まえた修正点はない。

委員： 例えば52ページの「3 在宅保健サービスの充実」について、今後、独居の家庭が増える。たとえ家族がいても離れて暮らす独居家庭、それから二人に一人ががんになるといわれている時代、そして、高齢化をむかえ、認知症の方も増えると予想されている。越谷市としても、独居、それからがんや認知症を抱えるという、そういう家庭が増えることについて、なにかビジョンをもっていたら伺いたい。

議長： これは障がいのある方だけに限らず、地域包括ケアをどうすすめていくかということにも関わる、そういう対象像の理解でよろしいか。

事務局： 地域包括ケアについては詳しく申し上げられないが、がんに関しては、市民健康課等々で行っている検診による早期発見が重要になってくると考えている。また認知症に関しては、ひとつの方法としては今、越谷市においても成年後見事業を積極的にすすめているので、その中で判断能力が低下した、もしくはなくなったために生活できない方がいれば、積極的にそちらの活用を促していきたいと考えている。

議長： この分科会は越谷市の社会福祉審議会の分科会なので、当然、ここの障害者福祉専門分科会からの問題提起、あるいは今年度の特に第4次障がい者計画を策定する作業について、全体会で報告することになると思う。そうすると当然、高齢者保健医療であったり、地域の医療であったり、あるいは健康増進であったり、そういったものと整合性をつけていくというか、当然それを全体のものとして捉え直していくことが必要だと思う。た

だいまのご意見も、私が報告することになると思うので、踏まえていきたいと思う。

委員： 44ページの『4. 障がい者保健・医療体制の充実』「(1) 地域医療体制の充実」というところで、「(1) - 1 かかりつけ医を持つことの必要性の認識の向上」「(1) - 2 障がい者歯科相談医の情報提供」とあるが、確かに歯科医療は障がい者に関して理解が進んでいるが、他の分野、内科外科に関して、それから知的に障がいのある人が一番怖がるのが耳鼻科とか婦人科とかそういったものになる。高齢化すると、そういった病気が増えてくる。

そのときに、お医者さんに知的障がいに関する認識がまったくないので、なかなか受け入れが難しく、救急車を呼んでも受け入れてくれる病院がない。最近聞いた話では、「ダウン症、44歳の男性」といった時点で、もうすぐに「うちでは駄目です」と断られた。散々たらいまわしにあった挙句、最後に受け入れてもらった病院はあったが、それは非常に離れた地域の病院で、しかもその日の内に亡くなり、もう手遅れに近い状態だった。

確かにお医者さん、救急車、全部管轄が違うので、救急車呼んでも、知的障がいの場合、本人がとても怖がって乗らない場合がある。乗りたくないということを意思表示すると、救急隊員の方は「本人が乗らないとっているから乗せられません」ということをいう。ただ、乗せないと病院に行けず、専門的な治療が受けられないため、亡くなってしまう方が多い。ここの悪循環をどのように解消していけばいいのか、私たちも悩んでいる。行政でも少し考えていただきたいと思っているので、この辺のところのお考えをお聞きしたい。

議長： ただいまのご指摘は、かかりつけ医を持つことも大事だけれども、かかりつけ医になってくれるような体制を整えていかないと、一方的に意識の向上と言われても対応できない実態があるというもの。

では、今お話があったいわゆる救急医療体制や、歯科医は充実されているというお話でしたが、その他の診療科目についての障がいのある方、子どもも含めて、その受け入れ体制などについてどういう展望をされているかどうか。地域医療課の職員

が出席しておらず、難しいかもしれないが、よろしくお願ひしたい。

事務局： 私もケースワーカーの経験があり、そのようなことはよく耳にしていた。市としてはやはり今のような皆さまからのご意見というのは、機会ととらえて関係課に情報をまず伝える。それとともに、障害福祉課だけではどうにもならない部分もあるので、関係課と連絡をとりあって、今後このような課題について実際どのように充実をさせていくのか検討している。現状としては今この充実のための具体的な方策を持っているかといわれると、持っていないのが現状とは思う。計画にも載せ、今後の充実を掲げているので、今後、関係各課と連携を図りながら努めていきたい。

それから救急車の、本人が「乗りたくない」というと乗せられないというところも、私も実際経験している。とくに精神障がい分野でも、ご家庭で不安定になられた方が救急車を呼んだときには、現場ではもう落ち着いていて、もしくは本人が明確に嫌だといって乗らない。現状からすれば、医療機関にしっかりと繋がって、適切な治療が受けられれば、本人にとって本当は望ましいと思う。本人が明確に医療を受けない意思を表示しているという人権的な部分、その辺りとの兼ねあいもあるので、ここについては今どうするという話もなかなか申し上げられないが、その辺りも引き続きその方の支援の中で考えていきたい。

議長： 今、歯科医の話もありましたので、副分科会長にちょっとお話をいただければと思う。

副議長： まず（１）－１のかかりつけ医の件は、そもそも障がい者の方々には、継続的に見てもらっている担当医がいると思う。そちらの方がかかりつけ医というように認識されるとよいと思う。たまたま緊急性のある場合に遭遇すると、やはり救急車とか、その運び込まれた先々でなかなか受け入れがたいという事実もあると感じる。なるべくその担当医と連絡を密にとることが非常に重要と思う。

（１）－２の障がい者歯科相談医の情報提供に関しては、私

も障がい者歯科相談医だが、重度の障がい者の歯科治療に関しては、さいたま市にあるすこやかプラザの中に埼玉県歯科医師会が重度の障がい者の方々の歯科治療を受け入れる体制ができているので、その辺は越谷市民、埼玉県民も含めて歯科治療に関しては安心して治療を受けていただけたらと思う。

議 長： 内科の診療をされている先生が委員としていらっしゃるのですが、今日のご欠席なので、ただいまのご指摘は、もちろん制度としてそれを推進していくという点と、やはりこういう場で直接その思いを伝え、そしてその中でさらにより方向性を見出していくということも大事だと思いますので、引き続きご発言を続けていただければと思う。

「第3章 教育・育成の充実」については修正点があるようなので、事務局からご説明をお願いしたい。

事務局：《資料に基づき説明》

・『第Ⅱ編 施策』

「第3章 教育・育成の充実」について

パブリックコメントでのご意見を踏まえた修正点については、計画案の61ページ、**資料2**N o. 10をご覧ください。
ご意見として、『(1)－2 福祉体験等の充実』について、当事者のエンパワメントの考え方から、学校における福祉教育にはできる限り当事者参加の考え方を取り入れて欲しいので、『各教科及び総合的な学習の時間などに、高齢者や障がい者も講師となって高齢者疑似体験・車いす体験などの』とすべき。』というご意見をいただいた。これに対し、担当課及び庁内の専門部会等で再度検討し、「各教科及び総合的な学習の時間などにおける高齢者疑似体験・車いす体験など」という記述をご意見のとおり修正し、「各教科及び総合的な学習の時間などに、高齢者や障がい者も講師となって高齢者疑似体験・車いす体験など」と修正している。

次に、計画案の63ページ、**資料2**N o. 11の『(3)－2 市内在住者を学区とする特別支援学校や障がい者福祉施設等との連携』について、『市内在住者を学区とする特別支援学校』の表現がおかしい。『市内を学区とする児童生徒の通う特別支援

学校』とすべきだが、(3)－3の支援籍学習との違いがわかりにくいので、この部分は不要なのではないか。」というご意見に対し、担当課で検討をし、市の考え方としては、ご指摘いただいたとおり「市内在住者を学区とする」という表現については削除させていただいている。

続いて、計画案65ページ、**資料2**No. 12の『(2)－2 早期療育教室等の充実』について、早期療育教室は重要だが、同年代の子どもとの育ち合いもできる限り保障すべきなので、『保育所との連携』の部分に、『アウトリーチの手法も含め保育所との連携』としてほしい」というご意見に対し、同じく担当課及び専門部会等で再度検討し、内容を正確に伝えるために「保健センター、保育所などとの連携を図ります」という記述から、「保健センター、保育所などとの連携を図り、スムーズな就園が行えるよう対応します」という記述に修正をしている。

委員： No. 13について、パブリックコメントの意見は、通常学級で学んでいる例も入れたほうがよいというものだが、市の考え方は特別支援学級等の見学というようになっていて、読んでよくわかりにくいと思う。市の考え方として、これは基本的には障がいを持っている人は特別な教育の場に行くべきという意味で、だから普通学級は見なくてよいという意味なのか、それとも特別支援学級や学校等に対する認知があまりなされていないので、あくまでその見学をすすめるという意味でそちらの見学だけの記述にしているのかがわからない。

議長： ご質問をいただいたということで、教育センターの職員は出席していないと思うので、障害福祉課に回答をお願いしたい。

事務局： 決して通常学級に行っていくことを排除するような意図は、計画上はどこを読んでもないと思っている。あくまでも基本理念のともにというところを前提とした中での特別支援学校であるとか、特別支援学級をご希望される方について、事前によくその情報を得ていただくための活動という意図と考えている。

議長： 教育センターの職員がいらっしゃらないので、今の回答は推

測の域を脱しないとは思う。

委員： 今の回答ではよくわからなかったが、就学相談の充実というところで、特別支援学校に行きたい人は、そちらの見学ができるということによろしいか。

議長： 教育センターの所管の方がいらっしゃるなので、わかる範囲でご回答をお願いしたい。

事務局： この項目も含めて、このセンテンスだけ見てしまうと、そこを優先的に捉えられる可能性が読み方によってはあると思うが、あくまでこれは計画なので、基本理念からぶら下がっている全体の施策の中での記述と事務局としては考えている。特別支援学校だけ、特別支援学級だけではなく、全体の理念の中でのひとつの施策の方向性と考えている。

議長： 見学には特に意図はなく、どういった教育を受けさせていきたいかといったときの一助であって、決して全体の計画からするとそこだけを特化して誘導するものではないと、こういった理解でよろしいか。

事務局： この施策の所管は教育センターで、今いただいた意見を、この後、また庁内の策定委員会もあるので、その中でまず教育センターに報告する。ご意見に対する考え方が明確にどちらの方向性を言っているのかわからないというような部分もあったので、もう少し市民のみなさまに市の考え方が明確に伝わる表記をしたいと思う。

委員： 就学相談の充実は、非常に大事なことだと私は思う。私の子どもはもうこういった段階は過ぎたが、就学相談ではよく話を聞いてくださり、「こういうところもありますよ」ということを教えてくださる。その中で、自分の子どもの障がい親がどれだけ認識を持っているかによって、見学に行く先は決まると思う。私の子どもの障がいは最重度だったが、近所の特別支援学級のある小学校の先生が「絶対こないでください」みたいなことをいったことは一度もない。「お母さんがご希望されれば喜ん

で受け入れます」ということはおっしゃってくださった。

ただ、親が最終的には決めることなので、やはりいろいろなところを見た上で、自分の子どもの状態、障がいの状態に一番適したところを選ばないと、親の思いとか権利とかそういうものだけで決めてしまってよいことではないので、それは子どもの人生を阻害する要因になる。いろんな障がいがある今発見されているため、そういった障がいに合ったところを決めるためには、いろんなところを見学されるのは非常によいことで、そういったことをもう少し柔らかく書いていただければわかりやすいのではないのかなと思った。

議 長： 教育センターの担当者と確認する際に、参考にしていただければと思う。

委 員： 57ページの「現況と課題」というところの記述の部分だが、58ページの「(3) - 3 支援籍学習の推進」とある。63ページにかなり詳しく支援籍学習のことについて書かれている。それは結構かと思うが、私の見た限りでは、越谷特別支援学校も越谷西特別支援学校も、文化祭などの学校開放のときに学校に行くと、廊下に支援籍学習の取り組み状況が、各学校、越谷市内の小中学校の子どもたちとの交流場面等について支援籍学習に関する部分がかかなり積極的に表記されている。そういった実態をみると、越谷市内においても、各学校現場を預かっている担当の方、校長先生が支援籍学習に関する一定程度の認識を持って特別支援学校との交流を積極的に図っていることが見えてくる。

そういう意味において、文字数の限度もあると思うが、「現況と課題」のところに支援籍学習という言葉がない。やはり現状としても取り組んでいて、すでに実績も挙げてられると思うので、一言ぐらいあってもよいと思う。

もうひとつ60ページの【「関係団体等ヒアリング調査結果」から読み取れた課題】の記述だが、「特別支援学級教育の質の向上」とあるが、私の知る限りでは特別支援学級教育という言葉はない。もしそういったヒアリングがあったとすれば、その意図を上手く表記する別の表記があると思う。

また、今回はこれで終わりということなので今後のこととし

て参考にしていただけるとよいと思うが、59ページの図はアンケート項目なので変更ができないのかもしれないが、「普通学級に入れない」という表記がある。これをなぜ「普通学級」としたのか。他の部分を見ると「通常学級」と記述している。ところがここではあえて「普通学級」という記述をしたことが私には理解できない。普通学級という学級はないと思う。

議 長： 支援籍学習は実態として実施されているので、それを先程ほかのところでも支援籍学習のことが触れられ、支援籍学習とは何かというところの説明文もあるのに、そもそも越谷市内の取り組みがこの計画書から見えてこないというご指摘と思う。

委 員： おそらく、学校現場にはさまざまなご苦労があると思う。そういったご苦労があるなかで、どう課題を見出だして学校を運営していくか日々考えられていると思う。そういう意味において、ここにその支援籍学習の取り組みをやっているという旨の記載があれば、学校の校長先生や担当者が見た場合に、この障がい者計画の中でちゃんと認識して現状を見てくれているという励みになると思う。

議 長： やはり教育センターの職員がいらっしゃらないので、ただちにご回答は難しいと思うが、特別支援学級教育の質の向上、おそらく、全体としては特別支援教育でしょうが、その中で、ご指摘のとおり特別支援学級教育というのは言葉としてはあまり使われないと私も思う。しかし、これはアンケート調査結果の分析の部分なので、所管課で対応し、必要であれば修正をさせていただきたいと思う。さらに、これはアンケートなのでその是非も含めて普通学級というように今回問いかけてしまったが、普通と特別というようなニュアンスが非常にそこからは受けてくる。普通学級というのが正式な名称としてはないので、これについては今後の課題として整理させていただきたいと私も思う。

事務局： 「現況と課題」の部分についてはご意見を踏まえて策定委員会で再度確認したい。60ページの特別支援学級教育という表記については、こちらも確認をさせていただき、必要な修正を

行いたいと思う。59ページのアンケート結果は、「普通学級」の表記についても、正しくないということであれば、こちらも確認して、アンケートの意図と変わらない言葉で置き換えられればと思う。

議 長： ただアンケートは実施してしまったので、「通常学級」だった場合に回答が違ったとすると、アンケートの精度の問題が出てくるので、それは誤りは誤りとして書いて、分析は分析としてやっていく必要があるのではないかな。

委 員： 修正は無理と思うので、そういうことを求めているわけじゃないが、私の今までの経験上、いわゆる議長が言われたように、普通だとか特別だとか特殊だとかなんだとかって分け隔てるといふか、そういったものを安易に学校においても学校外においても使われがちになる。だから特殊教育は特殊な教育をおこなっている、特別支援教育は特別な教育をおこなっているみたいになる。しかし、特別支援学校であれ、特別支援学級であれ、各教科、道徳、あるいは総合的な学習時間といった各教科項目等については、なんら小中学校の教育課程と変わらない。だから小中学校においても、特別支援学校あるいは特別支援学級における教育についても、同じ教科、領域に基づく教科等の学習がなされている。

そうであるにもかかわらず、特殊な教育というあたかもなにか違った教育がなされているかのような認識を一般に与えてしまっている。この普通学級というのも非常に特徴的な例だと思う。特別支援教育においても普通教育というか、通常の教育に準拠した教育がなされているのであって、対立して用いる言葉ではないと私は思う。どういう意図があつてこういう項目を表記にしたのかわからないが、今後そういったことを少しずつ見直していただけるとよいと思う。

議 長： アンケートの原票がここにはありませんので、アンケートの設計者がそういう言葉を質問として意図的か非意図的かわからないが、無意識のうちにそういうように使ったかもわからないので、ただこの全体の障がい者計画の底流を成す分け隔てをしないというところで、やはりアンケート調査の中でも整理をこ

れからしていくべき項目と思う。

続いて「第4章 雇用・就業の確保」。こちらについては修正点があるようなので説明をお願いしたい。

事務局：《資料に基づき説明》

・『第Ⅱ編 施策』

「第4章 雇用・就業の確保」について

パブリックコメントのご意見を踏まえた修正点については、計画案の76ページ、**資料2**No. 14の『(2)－1 就労継続支援事業所等の充実』について、施設を拠点にして障がい者が多様な働き方に取り組んでいる今の越谷市の状況を考えると、就労継続、地域活動支援センターなど細かくかき分けず、タイトルを『多様な働く場としての福祉サービス事業所の充実』として、本文を『就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなど、地域の福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点となって、利用者の工賃の向上を図れるよう支援します。』とすべき。」というご意見があった。

これに対し、庁内であらためて検討をし、現在の状況をよりわかりやすくするために、タイトルを「就労継続支援事業所等の充実」から「障害福祉サービス事業所等の充実」に、本文中の「障がい者の就労に必要な知識や能力の向上を図る場であるとともに、働く場と生産活動の機会を提供する就労継続支援事業所等や創作的な活動の場等を提供する地域活動支援センターの生産活動について、利用者の工賃収入の向上を図れるよう支援します。」という記述を、「就労継続支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターなどの障害福祉サービス事業所等が、障がい者の多様な働き方の拠点として、利用者の工賃収入の向上を図れるよう支援します。」という記述に変更する。

なお、計画案76ページに記述している、(2)－1の1～2行目の「障がい者の就労に必要な知識や能力の向上を図る場であるとともに、働く場と生産活動の機会を提供する」という部分については削除し、修正をお願いしたい。

議長： 第4章については、ご意見がないようなので、第5章の修正箇所について、ご説明をお願いしたい。

事務局：《資料に基づき説明》

・『第Ⅱ編 施策』

「第5章 生活支援サービスの充実」について

パブリックコメントのご意見を踏まえた修正点については、計画案の83ページ、資料2 No. 15の『(1)－6 発達障がい児(者)への相談支援の充実』と同様に、高次脳機能障害についても埼玉県などと連携を図り相談支援体制を充実する旨のことを『(1) 相談・情報提供体制の整備』のところに記してほしい。」というご意見に対し、庁内で改めて検討して、新たに「(1)－7 高次脳機能障がい者への相談支援の充実」を追加し、本文を「埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等との連携を図り、高次脳機能障がいのある方の相談支援の充実を図ります。」としている。

なお、資料2の市の考え方の上から5行目、「埼玉県の高次脳機能障害者センター等との連携を図り」となっているが、正しくは「埼玉県の高次脳機能障害者支援センター等との連携を図り」なので、こちらについても修正をお願いしたい。

委員： 80ページ【4. 住まいの場の確保】「(1) 居住系サービスの充実」「(1)－1 グループホームの充実」とあるが、越谷市が中核市となった関係で、今まで埼玉県から受けていた補助金が受けられないということ、最近知った。そのような情報をもう少し詳しく速やかに提供していただくとショックが少ないが、どこが変わったのかということも、もう少し情報を提供していただきたい。

議長： 具体的には94ページの「(1)－1 グループホームの充実」とあるが、これを計画案として出すうえでは、ご指摘があったように、助成による支援という部分について、県からの助成という部分がなくなった。しかしそれがなくなったというところを踏まえた上で、グループホームを充実させていくという趣旨と理解してよいと、この計画上はなるかと思う。

事務局： 本年度から中核市に移行し、障害福祉サービス事業所等の指

定の事務を越谷市で行っているが、今までの事務の経過を見ると、やはりどうしても指定事務に目がいってしまいがちであるが、今後は市として指定をするだけでなく、整備計画を立てていかなければならないので、中核市に移行したからといってすべて使えなくなるわけではないが、使えなくなってしまう国・県の補助事業等もあると思うので今後十分に把握し、情報提供に努めていきたい。

議 長： 「第6章 生活環境の整備・充実」についてはパブリックコメントでは関連するご意見はなかったのですが、改めて委員のみなさまでご確認いただきたいと思う。ご意見がないのであれば次にすすみたいと思う。

それでは「第7章 差別の解消及び権利擁護等の推進」について、特に今年4月から施行される障害者差別解消法への対応も含めて、第4次計画で強化された。とくに障害者差別解消支援地域協議会の設置で具体的な体制整備についても計画の中に織り込まれている。

委 員： 今、議長がおっしゃったように4月から差別解消法が施行される。差別解消法は国や地方公共団体に関しては法的義務を課しているが、民間事業所に関しては努力義務にとどまっている。合理的配慮がなされていないとか、これは差別ではないだろうかと感じたときに相談の窓口は特別に設置されるのか、それとも障害福祉課に行くのか、という質問が一点。

それから特にこれに関しては罰則のようなものがないので、たとえば千葉県は知事が6人くらいの特別なプロジェクトチームを作り、そこで対応するということが、埼玉県ではそういうことをするという話は聞いたことがない。ただ、地域に関しては、117ページの「(2) 障がい者の差別解消の推進」というところで、「(2) - 3 障害者差別解消支援地域協議会の設置」と書いてあり、こういうものを設置するという内容で書かれているので、安心しているが、ぜひこの地域協議会はとても大事なものになっていくと思うので、早々に立ち上げていただければよいと思う。

議 長： 117ページの前段のご質問の部分、相談窓口の設置という

部分があるが、実際にこれは差別を受けた、あるいは差別ではないかというようなことに関する相談の窓口について、さらにこの相談窓口の構想など、詳細があればご回答いただきたい。2番目はご意見、ご要望ということでよろしいかと思う。

委員： ただいまの意見に関連して、今朝の新聞に障害者差別解消法の協議会の整備の立ち遅れという記事が出ていた。準備を始めたのはさいたま市、千葉県松戸市、東京都世田谷区などに留まるという記事が出ており、それについて越谷市はどの程度話がすすんでいるのか。それから構成メンバーについても、前から何回か意見を出しているが、障がい者団体など当事者の参画がお考えにあるのかどうか。やはり議長が以前おっしゃったように、当事者というのは実際に差別を感じた障がい者とその市や企業になると思うが、その協議においてもやはり当事者の意見が反映される場であってほしいと思う。その進捗状況等をお聞かせいただきたい。

議長： 地域協議会の今後の見通しや、基本的な考え方などがあればお示しくださいとのことだと思うので、相談窓口と地域協議会の展望について順次ご回答をお願いしたい。

事務局： 相談窓口は、越谷市は設置の方向で今準備を進めているところで、担当は障害福祉課及び子育て支援課になる。両課を窓口として、差別があったとか、差別かもしれないというお話を承る窓口になる。原則はこの相談窓口において、事業者と実際に差別を受けた、差別かもしれないと訴えた方との間に入って調整を行う相談窓口が事案を解決する。それがまず、第一義的な事務になる。

しかし、この相談窓口でどうしても専門的な知識や見解をいただかないと難しいという問題に限って、こちらの地域協議会に話があがっていく。地域協議会で情報の共有であったり、専門家の意見を聞きながらどういう解決方法があるのかということで、また協議した内容を相談窓口フィードバックしていただき、事案の解決をすすめていくというような関係が相談窓口と協議会にある。こちらの協議会についても、地域自立支援協議会にこの機能を加えるという方向で考えている。相談窓口

についても地域協議会についても、法律の施行日に間に合うようにそれぞれ設置するという方向で現在検討は進めている。

補足だが、こちらの地域自立支援協議会はすでに設置がされていて、全体会に付随していくつかの専門部会があり、その中に差別解消支援地域協議会の機能を持たせた専門部会を新しく来年度立ち上げる予定で、今準備をすすめている。そちらの部会のメンバーは地域自立支援協議会の中から何人かご参加いただくのと、お話にありましたとおり、当事者との団体の方にもその案件に応じてご参加いただくようなかたちで協議していきたいと考えている。

委員： 最初の窓口が障害福祉課、子育て支援課ということだが、解消法に関して行政は義務なので、最初に障害福祉課と子育て支援課という窓口になるということで、そこは相談しにくい状況が出てくるかと思う。例えば行政は義務なので、どういう状況がおこるかはわからないが、行政になにか差別を受けたときに、窓口が行政であるということに疑問に思うが、どうなのか。

事務局： ご指摘の通り、差別事案が発生した時の登場人物が誰なのかというところで、どこの相談窓口になるのか変わってくる。一般市民の方が、例えば商業系の事業所からなにか差別的行為を受けたとなった場合には、先程申し上げた通り、障害福祉課、子育て支援課が窓口として相談に乗らせていただく。市役所の職員から合理的配慮の提供を拒まれたり、差別的な取扱いがあったというときは、これは現状でも職員に対して苦情がある場合には広報広聴課や人事課が承っているので、市の職員から受けた差別的取扱いについては、そちらの窓口を使っていただくことになる。

委員： 同じく117ページ「(1) - 3 「障害者の日記念事業ふれあいの日」の充実」で、私たちはボランティアとして毎年かわらせていただいている。ここでは障がい者団体等の方たちが中心になられているが、実際にはお子さんが大きくなられたとか、いろんなことでこの障がい者団体の担当になる方がなかなか出てこられない現状が今、出てきている。これを一般市民の皆さんに、今までこのお話を聞かせていただいている、いろいろ

ろ理解していただかないことには、前進がないと思う。

事業を通してより理解していただくということであれば、一般の方にいろいろなかたちの参加をお願いしたりしないと、尻すぼみになっていて、開催しても参加人数が現状としては減っているように思う。やはりもっと拡大を考え、いつも充実と周知と書いてあるが、実際にどこまでされているのかわからない。そういうことに工夫とかを加えていただかないと、回数が30回を超えて、今年も6月にする予定だが、やはりいろんな方面への働きかけが大事ではないかと思う。その辺りを考慮した企画とかをいろいろしていただけるとありがたい。

議 長： ただいまのご発言の中からだすと、117ページの(1)－3は第1章の再掲だが、この表現を具体的に修正したほうがよいということか。それとも実際の運営企画で、ご指摘の点を加味して検討してほしいということか。

委 員： もう少しみなさんにわかりやすく、障がい者団体等と記述されているが、一般の方のことがほとんど触れていないので、この部分をもう少し違う表現でしていただきたい。一般の方もみんな支えようと、もっと関心を持っていただけないかなと思う。

事務局： ふれあいの日に関しては、今、おっしゃったことが現状というところだが、こちらに書いてあるようにあくまでも実行委員会というものが現在もあり、そちらの方で企画運営を中心となってやっている。できれば表記についてはこのままにして、今後の企画運営を実際にやっていく実行委員会の中で具体的に検討させていただいたほうがよいと考える。すでに実行委員会は動きだしているので、こちらで一方向的に実行委員会等の方々に図ることもなく、表記を変えてしまうのはどうかというところもある。具体的な実行委員会の中ですすめさせていただければありがたいと思う。

議 長： 次に「第8章 生涯学習環境の整備・充実」について、とくにパブリックコメントでご意見は頂戴していないようなので、委員の皆様からのご意見をいただきたいと思う。

委員： この分科会が立ちあがった段階でも発言させていただいたが、この正月、元旦マラソンを走ってきた。初めて経験し、とても盛況で、天気にも恵まれてよかった。以前60分という時間制限があることについてお話をしたが、交通規制やいろいろな事情で限度があるのかもわからない。そういうことも含めて生涯学習という場合に、障がいのある方たちの催し物ということもあると思う。一般のさまざまな文化的な交流の機会があり、そういったときに、それを主催する方々は、それを主催するための開催要項を作って一般に募集をかけると思う。その時にもう一度振り返ってよく見ていただき、障がいのある方々についても可能な限り参加できるように、全体的に行政に関わる方々や、あるいは催し物に関わる方々において意識化し、活動が今後広がっていくとよいのかなという感想を持っている。

委員： 第8章のところに書かれている整備・充実というのは、ソフト面に関することだと思う。私たちは生活介護事業所をやっているので、スポーツとかレクリエーションの時間に体育館を使いたいと思うが、まず総合体育館は非常に倍率が激しくて、使いたいと思ったときには使えない。北体育館であるとかそういった施設を時々使うが、非常に古い建物で、トイレがほとんど和式で、非常に使いづらい。体育館そのものを建て直してほしいとまでは思わないが、こういったトイレのような非常に重要な部分については少し改装していただきたい。

委員： 同じ意見で、私も元旦マラソンに参加させていただいたり、他の大会にも参加しているが、やはり成年になってから走る方で、視覚障がいや聴覚障がいの方など障がいをお持ちの方もいらっしゃる。この間、私たちの走る会に連絡があったのは、視覚障がいの方が伴走者を探しているが、適当な方はいないかということだった。ところが、そういう窓口がない。たまたまその方が速い方で、私たちの走る会はなかなかその方についていけるような方がいなくて、待っててもらうような状況がある。

それから3月に健康マラソンが福祉村であり、よく以前は特別支援学校の生徒たちが一緒に走ってくれたりしたが、最近ほとんど見ない。東京マラソンももうすぐあり、マラソンブーム

がある。越谷市でももう少し地域で障がい者が活動に参加できればよいと思う。

議 長： 東京のオリンピックとパラリンピックの関係にも通じ、運営のことを無視した話になるが、別に分けてやる必要は全然なく、フィールドでアスレチックがあれば100mの競争があり、車いすによる200mの競争があり、別にそれは順番に引き続き行われればよいと思う。それをやはり分けてやらざるを得なかったことに、振り返りながら今お話いただいたことに繋がってくると思う。障がい者だから障害者交流センターがあるじゃないですかということではなく、ちょっとした改善で使いやすくなるような観点から、既存の設備を見直していくことにも繋がっていくのではないかと思う。この大会やこの学習会、この施設に障がいのある人がこないかもしれないと思うことがそもそものボタンの掛け違いで、参加して当然であるというところからスタートすることが大事かと思う。

では第Ⅲ編について、とくにパブリックコメントとしてご意見はいただいているので、皆様からご意見等をいただければと思う。

委 員： 132ページ「(4)－1 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の設置」のところで、下から3行目の「調査審議するとともに」とあるが、この分科会で策定終了後も進捗状況などをモニタリングするためにも、例えば国が調査した調査項目、おそらく、市町村から上がって来るデータというのがあると思うので、もしそういうデータも希望がある場合は出していただけるとありがたい。

議 長： 調査審議をするということで、この事務局は障害福祉課でよろしいか。何かあればそこに依頼をして、必要な情報資料を集めていただくということよろしいか。

事務局： はい。

委 員： この審議会は、このあと何回ぐらい行うのか。

事務局： こちらの障害者福祉専門分科会は、今年度については本日が最終回ということで、障がい者計画の議論をする関係で今年度は5回も皆さんに集まっていたが、来年度は今のところ時期については検討中で、3回くらいを予定している。内容については障がい福祉計画と障がい者計画の進捗状況を皆さまへご報告させていただく中で、いろいろご意見を承ればなと思う。

委員： 今後もこの分科会が調査審議していくということだが、例えばアンケートなどの質問も毎年同じではなく、どんどん国も新しい視点からデータをとっていると思うので、ぜひ前年の質問を繰り返すだけではなく、もっと現実があぶり出されるような質問・指標を検討していただければありがたいと思う。

それから話が計画とは異なるかもしれないが、前回、内部障がいがあるようなということに関連して、東京都では内部障がいがある、バックに付いたり妊娠していますというような外にわかるようなそういうタイプの物が広く東京都内で都営や駅のところどころでアピールされている。調べていたら、最初自治体ごとに作っているのではないかと言われたが、障害福祉課に行くと、このハートプラスマークというのが埼玉県から統一して自治体におりてきている状況というのがあるように思う。これは2020年のパラリンピック等に向けて、東京都内ではこれを見せて座らせてください、埼玉県に入ったらこれを見せて座らせてくださいということになってしまわないのか、統一マークについて越谷市ではどのように考えているのかお伺いしたい。

事務局： ご指摘の通り、内部障がいの関係に関わらず、障がい者の関係のマークは乱立している状況にある。具体的なデータは持ち合わせていないが、今ご指摘の東京都は先進的にいろいろ行う状況があり、ハートプラスマークについては埼玉県で作成したものを私どももいただき、手帳の新規交付のときには必ずお渡ししている。啓発はやっているが、正直なところ現場としてはどれを皆さんにお勧めすべきか困惑している。やはり基本は私どもは埼玉県の動きに連携をしながら、いろんな啓発を進めていくというのが大原則と思う。ただ、越谷市の判断として、

こういうことの啓発は必要だということがあれば、必ずしも埼玉県と足並みを揃えるだけではなく、必要な啓発活動は行っていきたいと思っている。

委員： 国や埼玉県にも言ってはいるが、そういうものがなかなか出てこない。そういう中で、どうしたらよいのでしょうかということは投げかけているが、自治体が独自で作っていくという程度の回答しかなかった。私たちも難病の部分では手帳をいただく方も中にはいるが、そうじゃない方のほうが非常に多いので、なんかよいかたちはないかなといつも思っていたので、これは県と市との兼ね合いの部分があるかとは思いますが、よいかたちに推進していただければと思う。

議長： 整理をすると、障がい・障がい者といったような表記の統一感についてさらに精査をしていくこと、就学相談や支援籍などについて今日のご不在だが、教育センターの担当に確認をさせていただき部分、アンケート結果の表記など正確を期する部分については修正をしていく。今日、第5回で今年度については最終回で、今日は多方面からたくさんご意見を頂戴したので、それらを踏まえて事務局で適宜必要な修正を行い、それを副分科会長にもお力添えを得て、私のほうで最終確認をさせていただくということでご一任いただいてもよろしいでしょうか。それでは予定されていた議事については終了ということになり、議長の役を降ろさせていただきたいと思う。

3 その他

事務局： このあとの流れについて、2月17日（水）に障害者地域自立支援協議会があり、22日（月）に庁内の策定委員会がある。そのなかでまた改めて計画の案についてご協議をいただき、修正できるものについては修正し、直ぐに市長決裁をとり、第4次越谷市障がい者計画の策定となる。パブリックコメントの市の考え方については、3月中旬頃の公表を予定している。これらはホームページ等で公表させていただきたいと考えている。その際には、市としての考え方の公表ということなので、**資料****2**のように担当課の欄は削除して公表をする予定である。

4 閉会

——岩本副分科会長あいさつ——

平成28年度第5回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会閉会。